



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2009.09.28 No. 33 - 17

9月1日、佐賀便労災控訴審（証拠整理終了）

いよいよ11月17日「最終口頭弁論」へ

～ 最終署名開始／100%回収で裁判長に！！ ～

全日空佐賀便機長の労働災害保険認定について審理している東京高裁は、9月1日の公判で最終的な「証拠整理」を行い「結審」までの日程を決めました。全日空乗員組合法務部をはじめ産別の方々の協力により、高裁での勝利判決を求めて裁判所前でのビラまきや横断幕での訴えを行ってきました。この裁判が最終段階を迎えるに当たって、日乗連は、職場からの訴えの形として「個人署名」と「（組合単位の）機関署名」に取り組むことを決めました。

【発病直前の名古屋着陸の困難さを過小に評価する被告側に全面的に反論】

9月1日に開催された公判では、シミュレーターによる裁判官検証を踏まえた乗員組合員和田証人の証言を補足する原告側証拠、そして原告側新宮医師による被告側医師意見書に対する（再）反論意見書が提出されました。ここでは、労災発生の要因になった名古屋の着陸状況を視覚的に理解できるよう「進入着陸時の風向風速変化（大きく変化）を示すアニメーション画像」も提出されました。補足書面とこの資料により、前回、和田証人が「厳しい気象状況での着陸であった」と証言した内容を裁判官が視覚的に理解できるよう工夫したものです。



米倉弁護士からは、被告代理人が着陸直前の100FT以下のごく限られた一部分をとらえ操縦の困難さを過小に見ていることに対して、

1000FT以下の「全体として見た大きな変化」を詳細に説明しました。《被告である労基署（国）は当時の状況は「悪天候とは言えない」「困難を伴う着陸ではなかった」「操縦士に強いストレスはなかった」などと主張しています。》

【証拠書面は出揃い、11月17日に最終弁論をもって結審】

これに対し被告側代理人は、特に反論は述べず、「裁判所がどのあたりを問題にしているのか、論点が絞られているのか聞きたい」という通常では考えられない質問をしました。

裁判長はこれに対して、「これまでの争点を考えて主張して下さい」と発言しました。

続いて、今後の裁判の日程が確定しました。

今回の公判は、時間としては7～8分で終了し、報告集会が弁護士会館会議室で開かれ、ご遺族と弁護人含め27名が参加しました。



次回公判は11月17日11時から と決まりました。

原告被告双方の口頭弁論と、ご遺族の発言も予定されています。

【「署名」の取り組みで仲間からの最終的な訴えを伝えよう！】

日乗連は、この裁判が最終段階を迎えるに当たって、職場から裁判所へ訴える形として「個人署名」「(組合単位の)機関署名」に取り組むことを決めました。これまでこの事件に関する署名は機関署名をお願いしましたが、「出来る取り組みは全て行い、必ず勝利判決を獲得する」として、日乗連加盟単組の組合員の皆さんにも個人署名をお願いすることとしました。既に加盟各組合宛に要請文書を送りましたので、お手元に署名用紙が届きましたら、署名をして頂いて各組合の執行部にご提出下さい。今回も、これまでの取り組み同様、皆さんの協力と支援を強く訴えます。



回収後の「署名とりまとめ」は日乗連 Legal 委員会が行いますので、加盟単組毎にまとめて日乗連 Legal 委員長宛お送りください。

なお機関署名については、今回も航空連、安全会議等の協力を得て取り組むこととなります。

<個人署名の取り組み概要>

期間：本年10月末日を第一次回収期日とします。

提出：11月17日の裁判期日前に裁判所に提出予定。

配布：日乗連から各加盟単組に署名用紙を配布します。

回収：加盟単組毎にとりまとめて、日乗連 Legal 委員長 和田宛送付をお願い致します。

以上